用語の説明

１．適用事業所数

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）の規定により雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の事業所数をいう（雇用保険法（以下「法」という。）第５条）。

２．被保険者数

適用事業に雇用される労働者であって、法第６条各号に掲げる者以外の者の数をいう（法第４条第１項）。

３．保険料収納済額

雇用保険の適用事業の事業主から徴収法の規定に基づき、政府が収納した労働保険料のうち雇用保険に係る額をいう。

４．離職票交付枚数

公共職業安定所長が、離職により被保険者でなくなったことの確認を行った者に交付した離職票の枚数をいう。

５．受給資格決定件数

離職者の提出した離職票に基づき、公共職業安定所長が基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受ける資格ありと決定した件数をいう。

６．受給要件確認件数

雇用継続給付、育児休業等給付を受けようとする者が行った受給資格確認手続に基づき、公共職業安定所長が雇用継続給付、育児休業等給付の支給を受ける要件を満たすと確認した件数をいう。

７．初回受給者数

(1)　同一受給期間内における基本手当等の第１回目の支給を受けた者の数。
(2)　雇用継続給付、育児休業等給付の第１回目の支給を受けた者の数。

８．受給者実人員

同月内に求職者給付（高年齢求職者給付金及び特例一時金を除く。）又は就職促進給付（就業手当のみ）を受けた受給資格者の実数をいう。

９．支給終了者数

基本手当所定給付日数分等の各給付の支給を満了した受給資格者の数をいう。

10．給付制限件数

公共職業安定所長が受給資格者に対し、次に掲げる理由により一定期間基本手当を支給しないことを決定した件数をいう。

(1)　受給資格者が、正当な理由がなく公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだこと（法第 32 条）。
(2)　被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によって退職したこと（法第 33 条）。

11．日雇印紙保険料額

徴収法第 23 条の規定により納付された印紙保険料額をいう。

（参考）

（注）解説は令和７年度末に適用されている法令に基づき記述している。

１．適用事業

雇用保険は、全産業に対して適用され、労働者が雇用される事業は、全て適用事業となる。ただし、農林水産の事業であって政令で定めるもの（法人以外の事業主が行う事業であって、常時５人以上の労働者を雇用する事業以外のもの）は、当分の間、暫定的に任意適用事業とされている（法附則第２条）。

２．被保険者

雇用保険の適用事業に雇用される労働者を被保険者としている。

〈適用が除外される主な労働者〉（法第６条）

○１週間の所定労働時間が 20 時間未満である者
○同一の事業主に継続して 31 日以上雇用されることが見込まれない者
○季節的に雇用される者（短期雇用特例被保険者に該当する者を除く）であって、４ヵ月以内の期間を定めて雇用される者又は１週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満である者
○公務員
○昼間学生

３．被保険者の種類と求職者給付等

区　　分	説　　明	失業等給付の種類		
		求職者給付	**就職促進給付等**	雇用継続給付及び育児休業等給付
一般被保険者（「受給資格者」）	高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の被保険者	基本手当 技能習得手当 寄宿手当 傷病手当 （法第13条～37条）	就業手当 再就職手当 就業促進定着手当 常用就職支度手当 移転費 求職活動支援費 （法第56条の３～59条） 教育訓練給付金 （法第60条の２） 教育訓練休暇給付金（法第60条の３）	高年齢雇用継続給付 育児休業給付 出生後休業支援給付 育児時短就業給付 介護休業給付 （法第61条，61条の２,61条の４及び61条の６）
高年齢被保険者	65歳以上の被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者となる者を除く）	高年齢求職者給付金 （法第37条の２～37条の４）	常用就職支度手当 移転費 求職活動支援費 （法第56条の３～59条） 教育訓練給付金 （法第60条の２）	育児休業給付 出生後休業支援給付 育児時短就業給付 介護休業給付 （法第61条の４及び61条の６）
短期雇用特例被保険者（「特例受給資格者」）	被保険者であって、季節的に雇用される者又は短期の雇用に就くことを常態とする者	特例一時金 （法第38条～40条）	常用就職支度手当 移転費 求職活動支援費 （法第56条の３～59条）	
日雇労働被保険者（「日雇受給資格者」）	被保険者である日雇労働者であって法第43条各号のいずれかに該当するもの	日雇労働求職者給付金 （法第45条～56条の２）	常用就職支度手当 移転費 求職活動支援費 （法第56条の３～59条）	

※１　短時間労働被保険者については、平成 19 年 10 月以降、その被保険者区分を廃止し、一般被保険者及び高年齢被保険者に統合している。

※２　短期雇用特例被保険者が失業した場合において、特例一時金の支給を受けることができる資格を有する場合に、特例一時金の支給を受ける前に公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合には、特例一時金を支給しないものとし、一般の受給資格者とみなして、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、基本手当（特例訓練分）、技能習得手当及び寄宿手当が支給される（法第 41 条）。

※３　求職活動支援費の施行は平成 29 年１月である。
平成 28 年 12 月分までは広域求職活動費の支給人員及び支給額を計上している。

※４　令和２年度より、育児休業給付については雇用継続給付とは異なる給付体系に位置づけている。
また、育児休業給付は、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付の創設に伴い、令和７年度より育児休業等給付となっている。

４．基本手当

求職者給付のうち最も基本的なもので、一般被保険者が失業（被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること）し、法第 13 条の受給要件を満たしているときに支給される。

基本手当は、基本手当所定給付日数分（この統計において、「基本手当基本分」という。）、個別延長給付、訓練延長給付、広域延長給付、全国延長給付及び地域延長給付の６種類ある。

(1) 受給要件

①一般の離職者の場合

離職の日以前２年間に、被保険者期間（被保険者であった期間内のうち、賃金の支払の基礎となった日数が 11 日以上又は賃金の支払いの基礎となった労働時間数が 80 時間以上であるものを１ヵ月として計算）が通算して 12 ヵ月以上

②特定受給資格者又は特定理由離職者の場合

離職の日以前１年間に、被保険者期間が通算して６ヵ月以上

※特定受給資格者…倒産、解雇等による離職者（法第 23 条第２項）

特定理由離職者… Ⅰ　期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る）。

Ⅱ　その他のやむを得ない理由（体力の不足、妊娠、出産、育児等正当な理由のある自己都合）により離職した者（法第 13 条第３項）。

※なお、特定理由離職者のうち上記Ⅰの者の所定給付日数は特定受給資格者並みとされている（令和９年３月 31 日までの暫定措置）（法附則第４条）。

当年報上においては給付日数別に集計している関係から、特定理由離職者欄には特定理由離職者のうち上記Ⅰ（特定受給資格者とみなされる者）のみが計上されており、それ以外の者については特定以外受給資格者欄に計上されている。

(2) 賃金日額

原則として、離職の日以前の最後の６ヵ月間の被保険者期間に支払われた賃金の総額を 180 で除して得た額（法第 17 条）。

(3) 基本手当の日額

賃金日額に、当該賃金日額に応じた率（原則 50%～80%）を乗じて得た額となる（法第 16 条）。

(4) 所定給付日数　（法第 22 条・23 条）

離職の日における年齢、被保険者期間、離職理由などにより決定される基本手当の支給日数をいう。

①　一般の離職者

（②及び③以外の理由の全ての離職者。定年退職者や自己の意思で離職した者等）

	被保険者であった期間			
	５年未満	５年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢共通	90 日	90 日	120 日	150 日

② 障害者等の就職困難者

	被保険者であった期間	
	１年未満	１年以上
45歳未満	150 日	300 日
45～65歳未満	150 日	360 日

③ 倒産、解雇及び雇止め等により、離職を余儀なくされた者
（特定受給資格者及び特定理由離職者のうち特定受給資格者とみなされる者）

	被保険者であった期間				
	１年未満	１年以上 ５年未満	５年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日	―――
30歳以上 35歳未満	90 日	120 日	180 日	210 日	240 日
35歳以上 45歳未満	90 日	150 日	180 日	240 日	270 日
45歳以上 60歳未満	90 日	180 日	240 日	270 日	330 日
60歳以上 65歳未満	90 日	150 日	180 日	210 日	240 日

(5) 給付日数の延長

①個別延長給付 ・・・ 難病患者、発達障害者等又は災害により離職した場合等に、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、所定給付日数を超えて、基本手当が 60 日間（最大 120 日）延長される（法第 24 条の２）。また、令和２年６月以降は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和２年法律第 54 号）に基づく特例延長給付を含む。
なお、当該特例延長給付は、所定給付日数分の基本手当の支給が終了となる認定日が、令和４年 10 月１日以前の者が対象である。

②訓練延長給付・・・ 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者に対して、当該公共職業訓練等を受ける期間（訓練受講のために待期している期間を含む。） 内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当が延長される（法第 24 条）。

③広域延長給付・・・ 厚生労働大臣が広域職業紹介活動をすることを命じた地域において、公共職業安定所長が当該地域に係る広域職業紹介活動により職業のあっせんを受ける事が適当であると認められる受給資格者について、一定の指定期間内に限り所定給付日数を超えて基本手当が 90 日間延長される（法第 25 条）。

④全国延長給付・・・　失業の状況が全国的に著しく悪化し、連続する４月間について基本受給率がそれぞれ４％を超えることかつ初回受給率が低下する傾向にない状況にあり、かつこれらの状態が継続すると認められた場合に、全ての受給資格者について、所定給付日数を超えて基本手当が 90 日を限度に延長される。（法第 27 条）

⑤地域延長給付・・・　倒産、解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、所定給付日数を超えて、基本手当が 60 日間延長される（平成 29 年４月１日から令和９年３月 31 日までの暫定措置）（法附則第５条）。

５．技能習得手当

受給資格者が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給される。

受講手当及び通所手当の二種類の給付がある（法第 36 条）。

受講手当：日額 500 円（40 日まで）

通所手当：運賃相当額（上限月額 42,500 円）

６．寄宿手当

受給資格者が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受ける場合に、その扶養する同居の親族と別居して寄宿する場合に支給される（月額 10,700 円）（法第 36 条）。

７．傷病手当

受給資格者が、離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合に支給される。

傷病手当の日額は基本手当の日額に相当する額とし、支給限度日数は基本手当の残日数とする。（法第 37 条）。

８．高年齢求職者給付金

高年齢被保険者が失業し、離職の日以前１年間に被保険者期間が６ヵ月以上ある場合に、次表に定める日数分の基本手当の額に相当する額が支給される（法第 37 条の２～37 条の４）。

被保険者であった期間	１年未満	１年以上
日　　数	30日分	50日分

９．特例一時金

短期雇用特例被保険者が失業し、離職の日以前１年間に被保険者期間が６ヵ月以上ある場合に、30 日分（当分の間 40 日分）の基本手当の額に相当する額が支給される。（法第 38 条～40 条）。

10．日雇労働求職者給付金

(1) 普通給付

継続する２月間に 26 日分以上の印紙保険料を納付した者に、公共職業安定所において失業認定を行った上で、納付された印紙保険料の額等に応じて支給される（法第 45 条～50 条）。

(2) 特例給付

継続する６月間に各月 11 日分以上かつ通算して 78 日分以上印紙保険料を納付した者に、公共職業安定所において失業認定を行った上で、納付された印紙保険料の額等に応じて支給される（法第 53 条～54 条）。

(3) 日雇労働求職者給付金の日額

納付した印紙保険料の額に応じて、第１級 7,500 円、第２級 6,200 円、第３級 4,100 円である（法第 48 条）。

11. 再就職手当

基本手当所定給付日数分の支給残日数が３分の１以上である受給資格者が安定した職業（１年超の雇用見込みのある職業等）に就いた場合に支給される（法第 56 条の３第１項第１号ロ、第３項第２号）。

支給額　　残日数が「１／３以上」→残日数×基本手当日額×60％
　　残日数が「２／３以上」→残日数×基本手当日額×70％

12. 就業促進定着手当

再就職手当の支給を受けた受給資格者が再就職後６ヵ月定着し、離職前の賃金から再就職後賃金が低下していた場合に、基本手当支給残日数の 20%相当額を上限に低下した賃金の６ヵ月分が支給される（法第 56 条の３第１項第１号ロ、第３項第３号）。

支給額　（離職前の賃金日額－再就職後賃金の１日分の額）
　　×再就職後６ヵ月賃金の支払基礎となった日数

13. 常用就職支度手当

受給資格者（基本手当所定給付日数分の支給残日数が３分の１未満である者に限る）、高年齢受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者であって、身体障害者その他の就職が困難な者が、安定した職業に就いた場合に、90 日（受給資格者の支給残日数が 90 日未満である場合には支給残日数、45 日未満である場合には 45 日）に 40％を乗じて得た日数を基本手当日額に乗じた額が支給される（法第 56 条の３第１項第２号、第３項第３号）。

安定した職業に就くことが著しく困難と認められる者であって、40 歳未満である者については、平成 29 年３月 31 日までの暫定措置として適用した。（法附則第３条）

14. 教育訓練給付金

(1)一般教育訓練給付金

被保険者期間が３年以上である者（初めて教育訓練給付金を受けようとする者については、被保険者であった期間が１年以上）が、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し修了した場合に教育訓練施設に支払った受講費用の 20％に相当する額（上限 10 万円）が支給される（法第 60 条の２）。

(2) 特定一般教育訓練給付金

被保険者期間が３年以上である者（初めて教育訓練給付金を受けようとする者については、被保険者であった期間が１年以上）が、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練（特定一般教育訓練）を受講し修了した場合に教育訓練施設に支払った受講費用の 40％に相当する額（上限 20 万円）が支給される（法第 60 条の２）。また、当該訓練を修了し、修了後１年以内に資格取得等し、被保険者として雇用された場合に、受講費用の 10％に相当する額（上限５万円）が追加支給される（法第 60 条の２）。

(3)専門実践教育訓練給付金

被保険者期間が３年以上である者（初めて教育訓練給付金を受けようとする者については、被保険者であった期間が２年以上）が、中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練（専門実践教育訓練）を受講している間に、教育訓練施設に支払った受講費用の 50％に相当する額（上限年間 40 万円）が支給される（法第 60 条の２）。また、当該訓練を修了し、修了後 1 年以内に資格取得等し、被保険者として雇用された場合に、受講費用の 20％に相当する額（上限年間 16 万円）が追加支給される（法第 60 条の２）。さらに、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して５％以上上昇した場合、受講費用の 10％（上限年間８万円）が追加支給される（法第 60 条の２）。

(4)教育訓練支援給付金

専門実践教育訓練を受講する 45 歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の 60％に相当する額が訓練受講中の２か月ごとに支給される（令和８年度末までの暫定措置）。

(5)教育訓練休暇給付金

一般被保険者であって、休暇開始前に２年間のみなし被保険者期間を通算して 12 か月以上有し、かつ算定基礎期間が５年以上である者が、労働協約、就業規則その他これに準ずるものにより設けられた制度に基づき、自発的に教育訓練休暇を取得した場合に、当該休暇期間中の自己の労働等による収入を得ていない日について、離職した場合に支給される基本手当の日額に相当する額が支給される。支給日数は、教育訓練休暇を開始した日から１年以内の教育訓練休暇取得日について、算定基礎期間に応じて 90 日、120 日又は 150 日を上限とする（法第 60 条の３）。

15. 高年齢雇用継続給付

(1) 高年齢雇用継続基本給付金

被保険者期間が５年以上ある 60 歳以上 65 歳未満の者が、60 歳以後基本手当を受給することなく、60 歳到達時点の賃金に比べて 75%未満の賃金で就労しているときに、65 歳に達する月まで各月の賃金の 10%を限度として支給される（法第 61 条～61 条の２）。

(2) 高年齢再就職給付金

60 歳前に離職し、基本手当の支給を受けたことがある者(基本手当の算定基礎期間が５年以上あり、かつ、支給残日数が 100 日以上あることを要する。)が、60 歳以後安定した職業に就いた場合であって、原則として 60 歳到達時点の賃金の 75%未満で就労しているときに、各月の賃金の 10%を限度として支給される（基本手当の支給残日数が 200 日以上である時は２年間、100 日以上 200 日未満である時は１年間）（法第 61 条～61 条の２）。

16. 育児休業等給付

(1) 育児休業給付

一般被保険者及び高年齢被保険者が、１歳（※1）（その子が１歳に達した　日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合には最長で２歳に達するまで）に満たない子を養育するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前２年間に賃金の支払いの基礎となった日数が 11 日以上ある月等が通算して 12 ヵ月以上であったときに、当該休業開始６月までは休業開始前賃金の 67%（※2）相当額、それ以降は休業開始前賃金の 50%が支給される（法第 61 条の７）。

出生時育児休業給付金は、一般被保険者及び高年齢被保険者が、その子の出生の日から起算して８週間を経過する日の翌日までの期間内に４週間以内の期間を定めて当該子を養育するための休業をした場合において、当該出生時育児休業を開始した日前２年間に賃金の支払いの基礎となった日数が 11 日以上ある月等が通算して 12 ヶ月以上であつたときに、休業開始前賃金の 67%相当額が支給される（法第 61 条の８）。

※1 当該労働者の配偶者が、子の１歳に達する日以前のいずれかの日において当該子を養育するための休業をしている場合は１歳２ヶ月（パパ・ママ育休プラス制度、平成 22 年６月 30 日施行）

※2 平成 26 年 4 月 1 日以降に育児休業を開始した者が対象

(2) 出生後休業支援給付金

育児休業給付の支給要件を満たす者が、子の出生直後の一定期間内（男性は子の出生後８週間以内、女性は産後休業後８週間以内）に、被保険者及びその配偶者の双方が 14 日以上の育児休業を取得した場合に、最大 28 日間、休業開始前賃金の 13%に相当する額が支給される（法第 61 条の 10）。

(3) 育児時短就業給付金

２歳未満の子を養育するため、１週間当たりの所定労働時間を短縮して就業する被保険者が、育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き同一の子について育児時短就業を開始した場合、又は育児時短就業開始日前２年間に賃金支払基礎日数が 11 日以上ある月（これにより難い場合は賃金の支払の基礎となった時間数が 80 時間以上ある月）が通算して 12 か月以上ある場合において、支給対象月に支払われた賃金が減少した場合、育児時短就業期間中に支払われた賃金額の 10%相当額が支給される（法第 61 条の 12）。

17. 介護休業給付金

一般被保険者及び高年齢被保険者が、対象家族を介護するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前２年間に賃金の支払いの基礎となった日数が 11 日以上ある月等が通算して 12 ヵ月以上であったときに、支給単位期間(最長 93 日)について介護休業開始前賃金の原則 67%(※1)相当額が 3 回まで分割して支給される（法第 61 条の４）。

※1 平成 28 年 8 月以降に介護休業を開始した者が対象

18. 保険料

令和７年度雇用保険料率　　14.5／1000

うち失業等給付分（労働者、事業主で折半）　　7／1000

育児休業給付分（労働者、事業主で折半）　　4／1000

うち雇用保険二事業分（事業主のみ）3.5／1000

（※建設業等の一部の業種は上記料率と異なる。）

〔率の算出方法〕

基本初回受給率＝（基本手当初回受給者数／被保険者数）×１００(%)

基 本 受 給 率＝（基本手当受給者実人員／（被保険者数＋基本手当受給者実人員））×１００(%)

就　　職　　率＝（就職件数／受給者実人員）×１００(%)

〔留 意 事 項〕

1　昭和 56 年７月、雇用保険トータル・システム（電算処理）への移行に伴い、統計の計上方法を「データの内容月」から「データの処理月」を基準としたことから、それ以前の数値と連続しない。（例えば、３月 25 日付けで資格喪失した者に係るデータを４月１日に電算入力した場合は、４月分（翌年度）の資格喪失件数として計上される。）

2　平成 21 年３月 31 日施行の法改正に伴い、統計表を次のとおり一部変更（特定理由離職者区分の創設等）している。

(1) 日本標準産業分類改訂（平成 19 年）に伴い、平成 21 年度調査より新産業分類を適用している。
　上記統計表：第 1 表～第 6 表、第 14 表（1）～第 15 表（3）、附表第 3 表（1）～附表第 3（2）、
(2) 第 8 表（3）、第 8 表（6）を新たに作成。
　旧第 8 表（3）→第 8 表（4）、旧第 8 表（4）→第 8 表（5）、旧第 8 表（5）→第 8 表（7）、
　旧第 8 表（6）→第 8 表（8）

(3) 旧第 17 表（3）を廃止。
　旧第 17 表（4）→第 17 表（3）

(4) 第 27 表（19）～（26）、第 27 表（43）～（50）を新たに作成。

3　集計方法の変更に伴い、平成 26 年度以降は、第 16 表を作成していない。

4　令和元年 10 月 1 日から特定一般教育訓練給付の施行に伴い、第 12 表（1）の上段及び第 32 表（1）には特定一般教育訓練給付の実績が含まれている。

5　旧第 33 表（4）→第 33 表（4）～第 33 表（5）、旧第 33 表（5）→第 33 表（6）

6　令和７年４月１日及び 10 月１日施行の法改正に伴い、統計表を次のとおり一部変更（教育訓練休暇給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金の統計表の創設等）している。
(1) 第 23 表(5)、第 32 表(4)を新たに作成。
(2) 第 24 表（3）、第 24 表（4）を新たに作成。
　旧第 24 表（3）→第 24 表（5）
(3) 第 33 表（6）、第 33 表（7）を新たに作成。
　旧第 33 表（6）→第 33 表（8）